## ○厚生労働省令第百二十四号

医薬品、 医療機器等 の品質、 有効性及び安全性の 確保等に関する法律 (昭和三十五年法律第百四十五号)

第四十四条第一 項及び第二項並びに第六十七条第一 項の規定に基づき、 医 薬 品 医 療機器等 等の 品質、 有効性

及び 安全 性  $\mathcal{O}$ 確 保等に関 関 する法 律 施 行規則  $\mathcal{O}$ 部を改正する省令を次のように定め る。

平成二十八年七月四日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

医薬品、 医療機器等の品質、 有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一 部 を改 Î 一する省令

医薬品 医 療機器等  $\mathcal{O}$ 品質、 有効性及び安全性の 確保等に関する法律施行規則 (昭和三十六年厚生省令第

号)の一部を次のように改正する。

別表第三 毒 薬  $\mathcal{O}$ 部有数 機薬品及びその 製剤 の項中第十六号の次に次の一号を加える。

十七 N | (i s) -i-(モルホリン―四―イルアセチル)アミノ] ―四 ―フエニルブタノイル

L-ロイシル-L-フエ ニルアラニン—N— ( (二S) —四—メチル——— 「 (二R) ―二―メ

チルオキシラン―二―イル] ―一―オキソペンタン―二―イル)アミド (別名カルフイルゾミブ)及

## びその製剤

別 表第三劇 薬 の部有機薬品及びその製剤の項中第五号の五十七を第五号の五十八とし、 第五号の二から第

五号の 五十六までを一号ずつ繰り下げ、 第五号の次に次の一 号を加える。

五. <u>の</u> 二 (二R) —二—アセトアミド—N—ベンジル—三—メトキシプロパンアミド (別名ラコサミド

## )及びその製剤

別 表第三劇 薬の部有 機薬品及びその製剤の項第七号の六中「○・六%以下を含有するエアゾー ル剤並びに

殺虫剤であつて(二)― (S) ―アルフア―シアノ―三―フエ ノキシベンジル クリサンテマ

} 八 五. |%及び(二)—(R)—アルフア—シアノ—三—フエ ノキシベンジル ークリサンテマ

1 八 五. %  $\mathcal{O}$ 混合物として五・○%以下を含有する」を「として五・○%以下を含有するエアゾ ール剤、

に改める。

別 表第三劇 薬 の部有機薬品及びその製剤の項中第八号の六を第八号の七とし、 第八号の五を第八号の六と

第八号の四を第八号の五とし、 第八号の三の次に次の一号を加える。

八の四 イキセキズマブ及びその製剤

別表第三劇薬の部有機薬品及びその製剤の項中第九十七号の二を第九十七号の三とし、第九十七号の次に

次の一号を加える。

九十七の二 ブロダルマブ及びその製剤

別 表第五中第百五十一号を第百五十二号とし、 第百五十号を第百五十一号とし、 第百四十九号を第百五十

号とし、第百四十八号の次に次の一号を加える。

百四十九 N-- { (二S) --二-- [ (モルホリン-四-イルアセチル) アミノ] --四-フエニルブタノ

イル | ―L―ロイシル―L―フエニルアラニン―N― { (二S) ―四―メチル―一― [ (二R) ―二

メチルオキシラン―二―イル]―一―オキソペンタン―二―イル)アミド (別名カルフイルゾミブ

及びその製剤

附則

この省令は、公布の日から施行する。